

3 調査対象とならなかった事例

平成24年度に受け付けた苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情（熊本市オンブズマン条例第6条）

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 職員の暴走運転・暴言 市職員の休日の非行行為は問題である。
(2) シルバー人材センターの対応 シルバー人材センターの業務処理に納得がいかない。
(3) 屋外での喫煙 屋外での喫煙は、有害物質を撒き散らすので、禁止し、罰金を課すなどしてほしい。
(4) 農地転用の届け出の受理行為 偽造された委任状にもとづいた農地転用の届け出が市に提出され、受理されたことに納得がいかない。

・オンブズマンの職務に関する事項（熊本市オンブズマン条例第6条 (5)）

「オンブズマンの職務に関する事項」に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(5) 調査結果について1 以前申し立てた苦情申立ての調査結果の内容に納得がいかない。
(6) 調査結果について2 以前申し立てた苦情申立ての調査結果の内容に納得がいかない。

・自身の利害を有しないもの（熊本市オンブズマン条例第15条 (2)）

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(7) 「わが家の防災マニュアル」の誤記 「わが家の防災マニュアル」には虚偽の記載があり、納得がいかない。
(8) オンブズマン制度1 個人情報の扱いなど制度運営に問題がある。
(9) オンブズマン制度2 公正公平な立場で苦情を聴く制度運営になっていない。

内容・申立ての趣旨	
(10) 毒グモへの対応 1	毒グモが他都市で発見されたのに、市は調査・準備・情報収集を行っておらず、これは怠慢である。
(11) 毒グモへの対応 2	市は、ホームページなどで毒グモに関する注意喚起・情報提供を行っておらず、納得がいかない。
(12) ホームページの運営等	外国語による市ホームページの運営が公平ではなく、特定の言語のページのみ充実している。
(13) 苦情に対する回答の郵送料	市ホームページへの苦情意見に対し、謝罪の文書が送付されてきたが、これは税金の無駄遣いだ。
(14) 市道の管理等	市は街路樹の剪定を怠り、また、道路に穴があいているのを補修せず放置している。
(15) 街路灯の管理	近所の街路灯が消えていたり、つけっぱなしのものもあるなど、市は街路灯の管理ができていない。
(16) ホームページの運営等	水前寺江津湖公園ホームページにおいて、公園管理事務所の住所表記に区の表示が抜けている。
(17) おてもやんの歌詞の省略等	熊本駅の東西連絡通路の壁面に「おてもやん」の歌詞が描かれているが、一番肝心の第三句が省略されている。また、「火の国まつり」の開催にあたっては、おてもやんの作詞・作曲者のお墓参りを行った方が良い。
(18) 害虫の駆除	ゴキブリが市内で大量発生しているが、市の薬剤散布が効果的に行われていないため、駆除ができていない。
(19) シンポジウムパネリストの選定	市主催のシンポジウムパネリストの選定方法に納得がいかない。

・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条(5)）

オンブズマン制度以外の救済制度により解決することが相当であるなど、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断したため、調査対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨	
(20) 情報開示請求をした文書の黒塗り	情報開示請求を行ったが、黒塗りの部分が多い。